

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和1年10月17日(2019.10.17)

【公開番号】特開2019-136074(P2019-136074A)
 【公開日】令和1年8月22日(2019.8.22)
 【年通号数】公開・登録公報2019-034
 【出願番号】特願2018-19087(P2018-19087)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年9月6日(2019.9.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

判定を行う判定手段と、
前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与しうる特典付与手段と、
遊技者による操作によって演出受付が許容される受付演出を発生させる受付演出実行手段と

を備え、

前記受付演出として、少なくとも第1の受付演出及び第2の受付演出が用意されており、

前記第1の受付演出は、

特定BGMが非抑制態様で可聴出力されているなかで発生しうるものであり、当該第1の受付演出が発生する場合は受付許容音が非抑制態様で可聴出力されうようになり、

前記第2の受付演出は、

非抑制態様で可聴出力されている前記特定BGMが抑制態様で可聴出力される状態または可聴出力されない状態になってから発生しうるものであり、当該第2の受付演出が発生する場合は受付許容音が非抑制態様で可聴出力されうようになり、

さらに、

前記第1の受付演出と前記第2の受付演出とでは遊技者に対して同じ操作を対象にした操作機会が付与されるが、前記第1の受付演出に対応する演出受付が許容される期間内では、前記受付許容音の可聴出力が行われている状態である操作促進可聴状態が相対的に短い第一時間で終了され、前記第2の受付演出に対応する演出受付が許容される期間内では、前記受付許容音の可聴出力が行われている状態である操作促進可聴状態が前記第一時間よりも長い第二時間にわたって継続されるようにされており、

前記第1の受付演出及び前記第2の受付演出のうち少なくとも前記第1の受付演出では、前記受付許容音の可聴出力が行われている状態である前記操作促進可聴状態が終了された以降も、当該受付演出に対応する演出受付が許容される期間が継続されうようになり、

さらに、

前記第2の受付演出に対応する演出受付が許容される期間内では、前記受付許容音の可聴出力が行われている状態である操作促進可聴状態が前記第一時間よりも長い第二時間にわたって継続される場合と、前記受付許容音の可聴出力が行われている状態である操作促進可聴状態が前記第一時間にわたって継続される場合との両方がある

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

このような従来の遊技機では、遊技興趣が低下することが懸念される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

手段1：判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与しうる特典付与手段と、

遊技者による操作によって演出受付が許容される受付演出を発生させる受付演出実行手段と

を備え、

前記受付演出として、少なくとも第1の受付演出及び第2の受付演出が用意されており、

前記第1の受付演出は、

特定BGMが非抑制態様で可聴出力されているなかで発生しうるものであり、当該第1の受付演出が発生する場合は受付許容音が非抑制態様で可聴出力されうようになっており、

前記第2の受付演出は、

非抑制態様で可聴出力されている前記特定BGMが抑制態様で可聴出力される状態または可聴出力されない状態になってから発生しうるものであり、当該第2の受付演出が発生する場合は受付許容音が非抑制態様で可聴出力されうようになっており、

さらに、

前記第1の受付演出と前記第2の受付演出とでは遊技者に対して同じ操作を対象にした操作機会が付与されうるが、前記第1の受付演出に対応する演出受付が許容される期間内では、前記受付許容音の可聴出力が行われている状態である操作促進可聴状態が相対的に短い第一時間で終了され、前記第2の受付演出に対応する演出受付が許容される期間内では、前記受付許容音の可聴出力が行われている状態である操作促進可聴状態が前記第一時間よりも長い第二時間にわたって継続されるようにされており、

前記第1の受付演出及び前記第2の受付演出のうち少なくとも前記第1の受付演出では、前記受付許容音の可聴出力が行われている状態である前記操作促進可聴状態が終了された以降も、当該受付演出に対応する演出受付が許容される期間が継続されうようになっており、

さらに、

前記第2の受付演出に対応する演出受付が許容される期間内では、前記受付許容音の可聴出力が行われている状態である操作促進可聴状態が前記第一時間よりも長い第二時間にわたって継続される場合と、前記受付許容音の可聴出力が行われている状態である操作促進可聴状態が前記第一時間にわたって継続される場合との両方がある

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】